

# 企画競争説明書

業務名称：パレスチナ市場志向型農業普及主流化プロジェクト

調達管理番号：22a00216

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年6月15日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年6月15日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パレスチナ市場志向型農業普及主流化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年9月 ～ 2027年11月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年9月 ～ 2023年10月

第2期：2023年11月 ～ 2025年10月

第3期：2025年11月 ～ 2027年11月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。
- 第2期
- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。
- 第3期
- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
  - 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課  
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp  
担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部  
経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 6月 22日 12時
2	質問への回答	2022年 6月 27日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 7月 8日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年 7月 22日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

#### 5. 競争参加資格

- (1) 各種資格の確認  
以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口

([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: Nomura.Junko2@jica.go.jp)

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3)日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号)\_(法人名)\_見積書  
〔例：22a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「パレスチナ市場志向型農業普及主流化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

パレスチナ自治区（以下、「パレスチナ」という。）において、農業セクターは、GDPの3.7%（2019、FAO）を占めるに留まっているものの、食料安全保障、コミュニティ再建及び土地保全の観点からパレスチナの安定及び発展において重要である。パレスチナにおける農業は、イスラエルとの関係における移動・物流上の制約や地下水取水量の制限（西岸地区）といった構造的な要因に加え、限られた土地、低い生産性といった問題を抱えている。パレスチナ農業庁は、「国家農業セクター戦略：レジリエンスと持続的開発（2017～2022年）」を策定し、国土を守る役割を果たす農業の持続的な発展を目的として、質の高い農業普及サービスの農家への提供に取り組んでいる。

JICAはこれまで「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」（2011年9月～2015年7月）（以下、「EVAP」という。）及び「市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト」（2017年7月～2022年2月）（以下、「先行プロジェクト」という）の実施を通じ、パレスチナ農業庁の農業普及関係職員が市場志向型の営農・技術指導を実践できるよう、普及業務の改善を支援してきた。その結果、農家グループに対する普及手法が確立され、「EVAP普及パッケージ」としてまとめられた。これが同庁に高く評価され、農業普及に関する政府方針を具体化させるための計画である「パレスチナ国家農業普及戦略（PNAES）」（2016～2019年）において、国が定める普及手法として「EVAP普及パッケージ」を全国（西岸・ガザ両地区）で採用することが明記された。先行プロジェクトでは、政策として担保された中で、パレスチナの自己資金及び農業局の人員による自律的なEVAP活動が実施された。しかしながら、国家の歳入に直結するイスラエルによる税金還付額の削減措置やCOVID-19の蔓延といった理由から普及に必要な予算を農業局が用意できず、活動の停滞が見られた。また、EVAP普及パッケージによる活動に関わることができるのは、活動のためにグループとして集まることができ、商業的農業を行う意思を有する農家に限定されており、実際には大半の農家に普及サービスを提供できていない状況である。かかる状況において、パレスチナは我が国に対し、「市場志向型農業普及主流化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施を要請した。本事業は、EVAP普及パッケージ

の面的展開及びグループや組合等に属していない、EVAP 普及パッケージでカバーできない農家に対する支援方法の開発を通じ、パレスチナ農業庁、県農業局関係者の普及実施体制・能力強化を図り、全国の多様な農家が生計向上のための普及サービスを受けられることを目指すものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクトサイト・対象地域名

パレスチナ全域（西岸地区 11 県及びガザ地区 5 県）

(2) 協力期間

2022 年 9 月～2027 年 9 月（計 60 カ月）

(3) 事業実施体制

農業庁普及・地域開発総局

(4) 事業目的

本事業は、パレスチナ全域において、高い効果を維持しつつ簡素化された EVAP 普及パッケージの普及や多様な農家向けの普及システムの開発を行うことにより、全国的に広く普及手法が実践されることを図り、もって普及システムを受けた農家の生計向上に寄与するもの。

(5) 上位目標

効果的な普及システムのサービスを受けた対象農家の生計が向上する。

(6) プロジェクト目標：

効果的な普及システム（Dissemination methods）によって多様な農家の生計向上を図ることができる普及手法（EVAP Extension Package）が全国的に広く実践される。

(7) 期待される成果

成果 1：プロジェクトの実施体制が確立する。

成果 2：高い効果を維持しつつ簡素化された EVAP 普及パッケージが提案される。

成果 3：多様な農家の環境や状況など情報が整理され、IT 利用を含む普及システムがリストアップされる。

成果 4：成果 2 で簡素化された EVAP 普及パッケージが実践される。

成果 5：成果 3 でリストアップされた普及システムが試行実施を経て最適化される。

成果 6：成果 4 と 5 の知見が取りまとめられ、普及手法（EVAP Extension Package）と普及システム（dissemination methods）が構築される。

(8) 活動

【詳細計画策定フェーズ】



- 1-1 プロジェクト実施のための JCC、タスクフォース会議<sup>1</sup>が設置される。
- 1-2 活動 2-1~2 及び 3-1~6 に基づき PDM が改訂される。
- 2-1 各県による自主財源を活用した活動の進捗状況を踏まえ、先行プロジェクトで実施された活動群のそれぞれの活動内容について、効率的な改善案につき整理される。
- 2-2. 活動 2.1 でレビューした内容に基づき、EVAP 普及パッケージ改良版（案）を提案する
- 3-1. 統計資料や農業庁・農業局の保有する農家に関するデータを収集する
- 3-2. 農業庁及び農業局にインタビューを行い、リーチが難しい農家層について概要を把握する。
- 3-3. 3-1 及び 3-2 の情報をもとに農家の類型を整理する。
- 3-4. 3-1 及び 3-2 の情報をもとに農業生態及び社会・人口動態の観点から類似する地域にグルーピングする。
- 3-5. 3-3 及び 3-4 の整理を踏まえ、各地域の各類型の農家にインタビューを行い、営農状況、課題、普及ニーズを把握する。
- 3-6. 3-5 の調査を踏まえ、地域、農家類型に応じた支援方法リストを作成する。

#### 【本格活動フェーズ】

- 4-1. 活動 2 に基づき EVAP 普及パッケージの改良を行うため、農家グループの特徴やジェンダー分析結果を踏まえ、対象とする各県の農家グループを選定する。
- 4-2. 活動 4-1 で提案した EVAP 普及パッケージ改良版（案）を用いて、カウンターパートと共同で普及活動を試行する。
- 4-3. EVAP 普及パッケージ改良版（案）を改訂する。
- 5-1. 3-6 を元にリーチが難しい農家層向け支援方法案を作成する。
- 5-2. 5-1 を実践する対象農家を選定する。
- 5-3. 5-1 を用いて、カウンターパートと共同で普及活動を試行する。
- 5-4. 5-3 の活動結果を踏まえ、リーチが難しい農家層向け支援方法を改良する。
- 6-1. 成果 4 と成果 5 の普及手法をレビューし、各県の限られたリソースをどのように配分するか含め、全体を見渡して最適化する。

## 第 4 条 業務の目的

市場志向型農業普及主流化プロジェクトに関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（Record of Discussion：R/D）に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、第 3 条（4）の事業目的を達成する。

## 第 5 条 業務の範囲

（1）本業務は、2022 年 3 月 22 日に締結した R/D に基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第 4 条 業務の目的」を達成するため、「第 7 条 業務の内容」に記載する業務を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体

---

<sup>1</sup> JCCはプロジェクトダイレクターが主催する定期的な会議であるが、タスクフォース会議は普及地域開発総局の関連部署の実務者が必要に応じて開催するもの。

の進捗、成果の発言を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。

(2) コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がパレスチナ側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

(3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、パレスチナ側関係者に説明・協議の上、提出する。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### (1) 過去の協力成果の活用

先行プロジェクトでは SHEP アプローチ（農家が「作ってから売る」から「売するために作る」ようになること、即ち市場に始まり市場に終わる「ビジネスとしての農業」を柱として、現場の農家の視点に立って考案した「動機づけ理論」と、緻密な活動の連関とロジックを用いた「モチベーション向上とスキル強化」を駆使した取り組み）のコンセプトに沿った形で EVAP 普及パッケージが開発・改良されている。本案件でも SHEP アプローチに沿い、また、EVAP 普及パッケージ及びそれに基づく実施機関の活動状況を十分に確認し、これらを踏まえた活動を行う。特に先行プロジェクトでは SNS の活用による対象農家グループ間の活動内容の共有や Good Practice Farmer の視察を通じた農家間普及が有効であると確認されている。本プロジェクトにおいても農家同士の交流による学び合いの機会を推進し、農家間普及を積極的に実施する。

### (2) 詳細計画策定フェーズと本格活動実施フェーズ

本プロジェクトに先立ち、2021年12月に実施された基本計画策定調査によりプロジェクトの基本的な枠組みが策定されたが、この調査においては新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地踏査を通じた詳細な調査は実施できていない。本プロジェクトは全体で5年間の協力期間であるが、詳細計画策定フェーズと本格活動実施フェーズに分けて実施する。業務実施契約は3期に分けて実施することを予定しており、詳細計画策定フェーズを第1期とし、本格活動実施フェーズを第2期および第3期として実施する。開始後約1年の詳細計画策定フェーズではプロジェクトの実施体制を整え（成果1）、EVAP 普及パッケージを高い効果を維持しつつ簡素化する（成果2）と共に、EVAP 普及パッケージでカバーできない農家層の現状調査・分析に基づき、その層への普及システムをリストアップする（成果3）。これらに基づき、先方実施機関による自主的な事業の持続性に留意しながら、本格活動実施フェーズにおける活動内容についてC/Pと十分な協議を行う。

### (3) 調査団の派遣

本格活動実施フェーズ開始前の2023年7-8月頃に、発注者により詳細計画策定調査が実施される予定である。また、必要に応じて運営指導調査や2025年度に中間レ

ビュー、2026年度に終了時評価の実施も想定される。受注者は発注者の求めに応じ調査に必要な情報の提供及び協力を行うこと。

#### (4) パレスチナ側による継続的な EVAP 普及パッケージの実施の推進

技術協力プロジェクトでは、プロジェクト終了後も成果が持続し定着することを目指すことが重要である。そのため、C/Pのオーナーシップ育成やC/Pの動機付けのための工夫を図り、チームワーク体制を築くことが必要である。また、プロジェクトで備える現地スタッフ（ローカルコンサルタントも含む）がパレスチナ側に対する役務提供に留まらないよう留意し、受注者の現地不在期中の効果的なフォローアップ体制を築くことが求められる。先行プロジェクトではガイドラインのwebページ化、追加費用がかからないオンラインモニタリングシートの導入、予算・調達・経費マニュアルの作成、文具品の調達・配布支援、小口現金仮払い制度の導入等、業務フローの構築を支援した。本プロジェクトにおいてもプロジェクト終了後もパレスチナ側が自己資金で活動を持続できるよう留意する。

#### (5) パレスチナ国家農業普及戦略（PNAES）

先行プロジェクトではパレスチナ国家農業普及戦略（PNAES）にEVAP普及パッケージの実施が明記されていたため、政策的に担保された状況で活動を実施することができ、年次普及計画にパレスチナ側が活動を行う予算が盛り込まれ、自己資金による活動が行われた。同戦略は2022年以降に改訂予定であるため、EVAP普及パッケージの実施が政策的根拠を持って行われること及び本プロジェクトの成果が持続的に活用されることを目指し、受注者は同戦略の改訂に際する助言・提言を行う。その際はEVAPの成果を提示しながら、これまで以上にEVAP普及パッケージの実施を全国で推奨し、また具体的なEVAP普及パッケージの実施の年間及び5カ年計画について、予算及び人員手配を含んだ形で政策上に明記するよう提言することが望ましい。

#### (6) 対象地域

対象地域は、パレスチナ全域、すなわち EVAP の対象 3 県を含む西岸 11 県及びガザ地区を対象とする。先行プロジェクトにおいてもガザ地区も支援対象となっていたが、治安の悪化やガザ地区政府の実施体制の構築に時間を要したことから、十分な技術移転を実施できなかった。しかしながら、先行プロジェクトの中で専門家が 2022 年 1 月にオンラインで協議を行っており、Good Practice Farmer の事例収集（各県目標 3 件）と既存もしくは普及活動対象となる可能性のある農家グループのロングリストの作成をガザ農業庁に依頼している。円滑に活動を開始するためにガザ地区への技術移転の際はこれらの確認から行うこと。なお、発注者がパレスチナにおいて実施した別の案件における教訓を踏まえ、指標を設定する際は治安等の外的要因に影響を受けやすい状況下での活動について、活動の制限や脆弱な状況を勘案した事業評価基準を設け、併記することが望ましい。

#### (7) 安全管理

新型コロナウイルスの影響に加えて、イスラエルや周辺国との関係の変化で急激に治安が悪化することもあり得、また、治安情勢が概ね安定しているとされている地域であってもテロや騒擾が発生する等、日々情勢が変化している。受注者は発注者の安全対策措置を守り、渡航制限がかかる対象地域に対しては現地傭人の活用や遠隔で技術移転を行う。また、プロジェクト関係者は JICA パレスチナ事務所と常時連絡が取れる体制を確保し、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と日々、緊密に連

絡をとるよう留意する。ガザ地区における活動は、日本人については入域制約があることから、ガザ地区の技術移転については日本あるいはヨルダン川西岸から遠隔で行うか、西岸のC/Pが現地に赴くこととする<sup>2</sup>。場合によっては現地傭人がC/Pと共にガザにおいて活動する可能性があるが（日本人のガザ入りは想定なし）、その際も発注者の規定に従う。

#### （８）面的展開のためのEVAP普及パッケージの低予算・低負担化（成果２、４）

パレスチナ側の強いコミットメントとイニシアティブにより、先行プロジェクト実施中からパレスチナ側の自己資金によりEVAP普及パッケージが実施されており、先行プロジェクト終了時点で15の県農業局で計33の農家グループに対して実施されていた。新型コロナウイルスの影響や予算不足で一時期活動が停滞していた経験から、現場で更に推進していくには、現在設定されている予算額やEVAP普及パッケージに参加することの負担を大幅に縮小した形で活動デザインを練り直すことが必要になる可能性がある。実際、現在1グループ当たり最少10回、最多では16回行われている研修セッションについて、いくつかのセッションを組み合わせることによって回数を減らし、農家側、実施者側の両方の負担を減らすべきだと考える農業局もある。パレスチナは兼業農家が7-8割を占め、先行プロジェクトではすべての研修に連続して参加する農家が少なかったことから、この指摘は妥当と考えられる。また、パレスチナでは普及活動に参加した農家に対して軽食を提供しなくてはならないという慣習があるため通常1グループにつき2,250シェケル（約8万円）の農家への食事代を見積もっている。農家にも費用の一部を負担してもらい、低予算で市場訪問ツアーを実施する等の工夫を行っている農業局もある。自己資金による活動をレビューし、EVAP普及パッケージの受益者数を増やすために予算や参加への負担が障壁になっている場合は地域・農家グループに合わせた低予算・低負担のEVAP普及パッケージを考案する。

#### （９）EVAP普及パッケージでアプローチできない層への支援（成果３、５）

EVAP普及パッケージによってリーチできる農家は、活動のためにグループとして集まることができ、商業的農業を行いつつある、あるいは行う意思を持つ農家に限られており、その数は農業省の見積りでは農家全体の1割程度とみられている。普及サービスを届けづらい農家、例えば遠隔地の農家、分散して居住している農家、自給農家、ベドウィン、グループに属さず個人で農業を行っている農家、イスラエルとの境界線あるいは分離壁によって普及員が物理的にリーチしにくい農家、収入源の多角化が図られておらず脆弱性が高い専業農家、あるいは専業に近い小規模農家、農作業を妻の役割の一つとして無償で行うことが社会的に期待されている大多数の農村女性等に対していかに効率的にリーチするかは実施機関が抱える課題の一つである。パレスチナの多様な営農実態やガザ地区の農業の実態や普及ニーズに関しては正確な状況を把握できていないため、これに関する調査を詳細計画フェーズで行い、対象農家層を特定後、EVAP普及パッケージでアプローチできない層に対して有効な普及手法を考案・確立する。

<sup>2</sup> ガザへの支援方法について、現時点で提案があればプロポーザルに記載してください。

#### (10) ジェンダー・環境配慮

パレスチナはジェンダー規範が厳しく、女性の行動に制約のあるコミュニティもあるが、農・畜産業における女性の役割は重大であり、家事・子育て等にも従事する農家女性は長時間労働が恒常化している一方、女性の営農計画・実践に必要な外部情報へのアクセスは限定的になっている。先行プロジェクトでは女性グループを多く受益者農家として選定する、女性が参加しやすくなるよう、子供を同伴して研修に参加してよいことを呼びかける、研修時には子供に塗り絵を与えておく、村外への移動が伴うツアー実施時に男女別の車両を用意する、農家が作成する技術研修計画の様式にジェンダー配慮策を書き込む欄を設ける、等の工夫を行っていた。本プロジェクトにおいても活動の実施に当たっては研修への女性の参画を促す等ジェンダー配慮を十分行った上で実施する。

#### (11) 他ドナーとの連携と期待される相乗効果

パレスチナでは、多数の国際機関、二間援助機関、NGOが農業分野の支援を行っており、他ドナーは、主としてNGOや農家グループに直接資金や機材援助を行っているケースが多い。こうした数々のドナー支援は、パレスチナ側がEVAP普及パッケージを活用した農業普及を継続的に取り組む際に有力な資金源となり得ることから積極的に他ドナーと情報交換を行い、支援プログラムの取り組みを活用できないか検討する。またドナーコーディネーショングループの集まりがある際は、必要に応じて受注者はJICAパレスチナ事務所に協力して、同グループ等に参加し、情報収集・意見交換を行い、併せて本プロジェクトの成果等の発信を行う。

#### (12) 機構が主に実施する他案件との連携による効果の発現

パレスチナの農業技術の向上をめざし、地域間協力やパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）研修として周辺国やアジア諸国からの技術研修を行ってきた。これら第三国研修を通じて学んだ技術のうち、農民への普及が期待できる有用な技術については、必要に応じ本プロジェクトの活動として積極的に取り入れていく。その際、主管であるJICAパレスチナ事務所と適宜情報交換を行っていくこととする。

#### (13) パレスチナの特殊事情（イスラエルの政治的・経済的・技術的影響）への配慮

パレスチナでは、イスラエルの政策により、水配分や新規地下水井戸掘削の制限などの水利用権の他、土地利用や農産物の流通や肥料・農業資材等の供給もイスラエルの管理下に置かれる等、様々な影響・制約を受けている。このため、パレスチナ側の権限のみで対応できない事項があるので、事業計画策定時には上記パレスチナの農家が置かれた状況に配慮する。また、イスラエルとの調整が必要になる場合にはパレスチナ事務所とも事前に相談の上、十分な時間を確保する等留意する。

#### (14) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。特に本プロジェクトにおいては関係者および潜在的関係者が多岐にわたるので、詳細計画策定フェーズを通して十分な状況把握と整理が必要となる。この点を踏まえて、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。また、柔軟なプロジェクト運営のため、受注者は発注者に対して密に進捗報告、情報共有を行う。現地への出発、帰国のタイミング等、定期的に打ち合わせを行い、現地においては、日常的な活動を通じて十分

な情報共有を図っていく。

#### (15) SHEP研究

緒方貞子平和開発研究所（JICA 緒方研究所）は経済開発部と連携し、現在、パレスチナにおいて SHEP アプローチの効果向上の要因にかかる心理学的研究を実施中である。研究内容は自己決定理論で提唱されている基本的心理要求の満足度が SHEP プロジェクトの効果の差異にどのような影響を及ぼしているのか明らかにするものであり、研究の成果はパレスチナおよび全世界の SHEP 展開、ひいては「SHEP100 万人宣言」の達成に資するものとなる。研究用の調査設計や調査対象数等を主導している JICA 緒方研究所の研究チームおよび経済開発部の求めに応じ調査に必要な情報の提供及びアポ取りや研究結果のとりまとめへの助言等の協力を行うこと。現地調査は 2023 年 2 月、2023 年 8 月、2024 年 2 月にそれぞれ 2 週間程度を予定している。調査にあたっては現地傭人が同行し、通訳やロジ面の支援を行うこと。

#### (16) 課題別研修

発注者は SHEP アプローチ関連の課題別研修や国際ワークショップを実施している。これらの機会を効果的に活用し、パレスチナ側リソースパーソンの育成を図る。適切かつ戦略的な参加者の選定、選定された参加者への研修内容の理解促進・事前課題設定等の技術支援、参加後のフォローアップ（報告会や情報交換等）を行う。発注者が行う課題別研修「アラブ圏市場志向型農業振興（行政官）」実施にあたってはアラビア語ネイティブの現地傭人を協力者として研修の当日にオンラインで参画させること。

#### (17) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にパレスチナ及び日本の国民各層に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めることとする。また、他ドナーからの理解も得るよう配慮する。必要に応じて、ニュースレター（英）等を発行して関係者へ配布する。また、本プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、機構サイト上に設置するプロジェクトホームページ（日本語）に原稿を提供する。他方、パレスチナにおける広報活動については、イスラエルとの関係で十分留意すべき事項があることから、パレスチナ事務所と随時、相談を行うこととする。また、発注者が行う SHEP に係る広報活動への協力や ODA 見える化サイトへの掲載材料の提供など、発注者の求めに応じて必要な協力を行うこと。

### 第 7 条 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下の通りである。なお、第 1 期契約における活動結果等を踏まえ、第 2 期及び第 3 期契約の業務内容の詳細を決定する。

#### 【全体に係る業務】

##### (1) 業務計画書及びワーク・プランの作成

各期開始に際し、本業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機

関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

## (2) モニタリングシート（英文）の作成

プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6か月に1度の頻度でモニタリングシートをC/Pと共同で作成し、JICAパレスチナ事務所経由でJICA経済開発部に提出する。進捗状況を踏まえ、必要に応じてPDM改定案、及び活動計画修正案を提案する。

## (3) 合同調整委員会（JCC）の開催

少なくとも年に1回以上の頻度でJCCを開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、および目標の達成度等を確認する。R/Dにて合意されたメンバー構成として、農業省普及・地域開発総局、対象県農業局、農業庁計画・政策総局、必要に応じて財務省、その他関係者を含むこととしている。受注者はJCCの設立及び会合の開催を支援するとともに、メンバーとして同会合に参加する。

【詳細計画策定フェーズ（第1期契約期間）：2022年9月～2023年10月（14ヶ月）】

### (1) 成果1にかかる活動

プロジェクトの効果的・効率的な実施のために開催されるJCCの設立を支援する。また、日常的なプロジェクトの運営管理を行う実施部隊として、C/P機関と協議、意見交換の上、タスクフォース委員会の設置を支援する。

R/Dに記載の、各指標の具体化及び測定方法についてC/Pおよび関係者と協議し決定する。また、成果2に係る活動及び成果3に係る活動を踏まえ、本案件の指標及び本格活動実施フェーズの活動詳細、受益者数を発注者とも協議の上で最終化し、PDMを改訂する。また、発注者が行うR/D改訂作業及び事業事前評価表策定に協力する。

### (2) 成果2にかかる活動

パレスチナ側自己資金及び先行プロジェクトによるEVAP普及パッケージの活動状況を確認し、C/Pと共に自立的な活動において見出された課題や問題点、好事例を整理する。特に先行プロジェクトの直接裨益グループと、EVAP普及パッケージの最終ステップまでに要した期間や費用、技術面の質の観点で比較を行う。EVAP普及パッケージの受益者数増加のための課題や問題点についての解決策を見出すために、先行プロジェクトで対象となったグループ及びC/Pに対して、聞き取りを行い、先行プロジェクトで実施された活動群のそれぞれの活動内容について、効率的な改善案を整理する。レビューした内容、分析に基づき、EVAP普及パッケージの改良案を検討し、各県に共有する。

### (3) 成果3にかかる活動

EVAP普及パッケージでアプローチできない農家層についての概要を把握するために、農業省統計部及びガザ地区を含む全農業局から既存の農家に関する社会的、経済的な統計資料を収集するとともに、農業省及び農業局にインタビューを実施し、統計

データを分析し、農家の類型を固める（自給農家、専業・兼業農家、ベドウィン、等）。農業生態及び社会・人口動態等の観点から類似している地域を5、6か所グルーピングする。それぞれの地域で異なったタイプの農家にフォーカスグループディスカッションを実施し、営農状況、課題、普及ニーズ等を把握する<sup>3</sup>。これらの調査結果を踏まえ、地域、農家類型に応じた普及手法（ITを含む農家への伝達手段、コンテンツ、期待される成果等）を考案する。なお、農家への調査実施時は、C/Pが同行することを想定するが、調査自体の現地再委託を認める。

【本格活動実施フェーズ（第2期-3期契約期間）：2023年11月～2027年11月（49ヶ月）】

#### （1）成果4にかかる活動

ジェンダーや脆弱層に配慮を行いながら詳細計画フェーズで考案されたEVAP普及パッケージの改良（案）を実践する農家グループの選定基準を整え、選定に必要な農家グループの特徴等の情報を収集する。選定基準に基づき、対象とする農家グループを各県で選定する。EVAP普及パッケージ改良版（案）を用いて、カウンターパートと共同で普及活動を試行する。活動結果をEVAP普及パッケージに反映し、ガイドラインを改訂する。普及計画に反映する等、EVAP普及パッケージの受益者数を増やすための道筋を整える<sup>4</sup>。

#### （2）成果5にかかる活動

成果3にかかる活動に基づき、EVAP普及パッケージでアプローチできない農家層向けの普及手法案を整備し、優先順位をつける。EVAP普及パッケージでアプローチできない農家層向けの普及手法を実践する農家グループの選定基準を整え、対象農家を選定する<sup>5</sup>。ベースライン調査を行った後に、カウンターパートと共同で普及活動を試行する。エンドライン調査を実施し、検証結果を踏まえ、EVAP普及パッケージでアプローチできない農家層向け支援方法を改良し、ガイドライン及び普及計画に反映する。

#### （3）成果6にかかる活動

成果4と成果5の普及手法をレビューし、各県の限られたリソースをどのように配分するか含め、全体を見渡して最適化する。

### 第8条 報告書等

業務の各期において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、以下のうち、プロジェクト事業進捗報告書、及び、プロジェクト事業完了報告書とする。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

<sup>3</sup> EVAP普及パッケージでアプローチできない農家層についての概要を把握するための手法について、プロポーザルで提案してください。

<sup>4</sup> EVAP普及パッケージの受益者数を増やす方法についてプロポーザルで提案してください。

<sup>5</sup> 対象農家の選定にあたり、普及手法案の優先順位付け及び選定基準についてプロポーザルで提案してください。



年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	第1期契約締結後10営業日以内	和文：1部 簡易製本及び電子データ
	ワーク・プラン（第1期およびプロジェクト全体概要）	第1期業務開始から2か月以内	英文：1部 簡易製本及び電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 1	第1期開始から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 2	前Ver.提出から6か月後	電子データ
	プロジェクト事業進捗報告書（第1期）	第1期契約履行期間の末日	和文：2部 英文：2部 CD-R：3枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	第2期契約締結後10営業日以内	和文：1部 簡易製本及び電子データ
	ワーク・プラン（第2期）	第2期業務開始から3か月以内	英文：1部 簡易製本及び電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 3	前Ver. 提出から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 4	前Ver. 提出から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 5	前Ver. 提出から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 6	前Ver. 提出から6か月後	電子データ
	プロジェクト事業進捗報告書（第2期）	第2期契約履行期間の末日	和文：2部 英文：2部 CD-R：3枚
第3期	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	第3期契約締結後10日以内	和文：1部 簡易製本及び電子データ
	ワーク・プラン（第3年次）	業務開始から約1か月後	英文：1部 簡易製本及び電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 7	前Ver. 提出から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 8	前Ver. 提出から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 9	前Ver. 提出から6か月後	電子データ

	Monitoring Sheet Ver. 10	前Ver. 提出から6か月後	電子データ
	プロジェクト事業完了報告書	第3期契約履行期間末日	和文：2部 英文：2部 CD-R：3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における 報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は 発注者と受注者で協議、確認を行うが、以下の内容を含むものとする。

- ・プロジェクト事業進捗報告書：活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画遂行上の留意点
- ・プロジェクト事業完了報告書：プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール（実績）、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫・教訓、PDMの変遷、合同調整委員会開催記録

## （２）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された研修資料やマニュアル等の各種資料は、各契約終了時に発注者に提出することとする。

## （３）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報を作成して発注者に提出する。同月報には以下の内容を含むこととする。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 詳細活動計画
- 3) 業務フローチャート

## （４）その他

上記提出物の他、パレスチナ側と行う重要な協議や、JICAとの各種協議について、JICAが必要と認め、各種報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

## プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	ガザへの支援方法について	第6条 実施方針及び留意事項 (7) 安全管理 (p12 脚注)
2	EVAP 普及パッケージでアプローチできない農家層についての概要を把握するための手法	第7条 業務の内容【詳細計画策定フェーズ】 (3) 成果3にかかる活動 (p16 脚注)
3	EVAP 普及パッケージの受益者数を増やす方法	第7条 業務の内容【本格活動実施フェーズ】 (1) 成果4にかかる活動 (p16 脚注)
4	対象農家の選定にあたり、普及手法案の優先順位付け及び選定基準	第7条 業務の内容【本格活動実施フェーズ】 (2) 成果5にかかる活動 (p16 脚注)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：市場志向型農業にかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

業務主任者／営農

モニタリング／普及計画

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 39.03 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／営農）】

- ① 類似業務経験の分野：営農、市場志向型農業／SHEP アプローチ
- ② 対象国及び類似地域：パレスチナ及び全途上国地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 モニタリング／普及計画】

- ① 類似業務経験の分野：モニタリング、普及
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：語学評価せず

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年9月に開始し、2027年11月の終了を予定している。以下の通り3期に分けた業務実施を想定している。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行う。

- 第1期：2022年9月～2023年10月（14か月）
- 第2期：2023年11月～2025年10月（24か月）
- 第3期：2025年11月～2027年11月（25か月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 71.48 人月（現地：56.98人月、国内14.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／営農（2号）
- ② データ収集分析（第1期）
- ③ モニタリング／普及計画（3号）
- ④ 評価／ジェンダー（第2期、第3期）
- ⑤ 研修教材開発（第2期、第3期）
- ⑥ IT（第2期、第3期）
- ⑦ 農業技術（第2期、第3期）

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン  
ト等）への再委託を認めます。

- EVAP 普及パッケージでアプローチできない農家層の概要把握調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- パレスチナ市場志向型農業普及主流化プロジェクト基本合意文書  
(Record of Discussion)

## 2) 公開資料

- [パレスチナ市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト事業完了報告書](https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047082.html)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047082.html>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wifi	無

## (6) 安全管理

JICAが定める「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。（2022年5月1日時点の安全対策措置は以下のとおりです）

また、JICA事務所が策定する「パレスチナ自治区・イスラエル国安全対策マニュアル」を必ず渡航前に一読ください（同マニュアルは、JICAの国別安全対策情報HP（[JICAの国別安全対策情報 | JICAについて - JICA](#)）からアクセス可能です。（参考）安全対策措置（2022年5月1日時点）

### 【公共交通機関利用について】

- ・エルサレム・ライトレール（JLR）：Shu'fat 駅から Giv'at Hamivtar（French Hill）駅まで及び Kiryat Moshe 駅から Mount Herzl 駅の区間は乗降禁止
  - ・鉄道は利用可。バス、シェルトの利用は禁止。エルサレム・テルアビブ間の直行バスのみ利用可。
- ※公共交通機関利用に際しては、混雑する時間帯及び経路は出来る限り避けること。

### 【イスラエル内 注意喚起】

- ・巻き込まれ被害を避けるため、不特定多数の人が集まる場所や観光スポットへの不要不急の立ち寄り控えること。
- ・公共交通機関の利用時は、混雑する時間帯及び経路は出来る限り避ける。

### 【エルサレム旧市街 行動制限範囲】

- ・エルサレム旧市街を訪問する場合は、事前に訪問を予定する施設の文化的・宗教的背景や禁忌について確認すること。訪問中は、如何なる背景の人々に対しても配慮

を欠かさず、必要に応じてイスラエル軍等の現地当局の指示に従う。また、利用可能な携帯電話を所持し、緊急の連絡に備えること。

- ・ガザ境界線に近い地域では、可能な限り堅牢・大規模な施設の付近に滞在し、警報を耳にした際は速やかにシェルターに移動できるよう、心がける。

#### 【パレスチナ自治区ヨルダン川西岸地区内 行動制限範囲】

- ・アルコールの提供を主目的とした、外国人が多く集まる目立つ飲食店（レストラン、バー、クラブ等）への立ち入り禁止。
- ・ホットスポット（チェックポイント、難民キャンプ、入植地（近辺含む））の立ち入り制限）
- ・19:00 から 6:00 の都市間移動禁止（イスラエルから西岸地区都市への移動含む。ただしテルアビブ（ベングリオン空港）-ラマツラ間の移動等は、業務上必要であると JICA 事務所長が認めた移動については可とする。）
- ・443 号線の夜間利用禁止（19:00 ～06:00 ）
- ・ヨルダン川北部地域移動の際の Tappuah（タップア）Checkpoint と Huwwara（フウワラ）Checkpoint の通過時事前申請（2 日前までに事務所に申請）（一般車移動を可とする）
- ・ヘブロン市街入域時の事前申請（2 日前までに事務所に申請）（一般車移動を可とする）

#### 【エルサレム旧市街 行動制限範囲】

エルサレム旧市街を訪問する場合は、事前に訪問を予定する施設の文化的・宗教的背景や禁忌について確認すること。訪問中は、如何なる背景の人々に対しても配慮を欠かさず、必要に応じてイスラエル軍等の現地当局の指示に従う。また、利用可能な携帯電話を所持し、緊急の連絡に備えること。

### 3. プレゼンテーションの実施

本件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022 年 4 月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR 検査代及び隔離期間中の待機

費用等)は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他(以下に記載の経費)  
EVAP普及パッケージでアプローチできない農家層の概要把握調査(現地再委託経費)

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 資料等翻訳料 28,000千円

(4) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

## 5. その他留意事項

特になし

別紙: プロポーザル評価配点表



## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>( 34 )</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／営農</u>	<b>( 34 )</b>	<b>( 13 )</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>( ー )</b>	<b>( 13 )</b>
ア) 類似業務の経験	－	5
イ) 対象国・地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	3
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>( ー )</b>	<b>( 8 )</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：モニタリング／普及計画</b>	<b>( 16 )</b>	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	

以上